

# 精神保健福祉手帳 自立支援医療（精神通院）の 各種手続きにマイナンバーが必要になります

平成28年1月からのマイナンバー制度開始に伴い、精神保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）の手続きにかかる申請書などにマイナンバーの記載が必要になります。  
※手続きによっては、マイナンバーの記載が不要な場合もあります。

## ○本人確認が必要になります

マイナンバーが必要な手続きでは、マイナンバーを使った成りすましなどの不正行為を防止するために、本人確認の実施が義務づけられています。

そのため、申請などの手続きの際には、手続きに来られる方の身元確認ができるものが必要になります。

受給者本人以外が代理で申請する場合は委任状が必要になります。※委任状は別紙あり

### 本人確認方法① 個人番号カードを持っている場合



個人カード1枚でマイナンバー確認と身元確認を行います。

### 本人確認方法② 個人番号カードを持っていない場合



通知カードで  
マイナンバー確認



運転免許所などは1点  
顔写真が無いものは2点  
で本人確認  
※身元確認書類の例を参照

通知カードでマイナンバー確認し、運転免許証などの公的機関が発行した写真付き身分証明書で身元確認を行います。

※顔写真がない書類（自立支援医療受給者証や健康保険証など）の場合は2点必要です。

### 【身元確認書類の例】（有効期限内のものに限る。）

1点確認書類	精神保健福祉手帳、運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など
2点確認書類	自立支援医療受給者証、健康保険証、後期高齢者医療受給者証、介護保険証、年金手帳、年金証書、診療依頼書、生活保護受給証明書、住基カード（写真なし）預金通帳など